

## 志摩市空家等対策協議会設置条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

関連法令である空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、協議会設置の根拠条文の条ずれが生じたため改正を行うものです。

根拠法である「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正された際、改正法第3条として（国の責務）が追加されたことに伴い、協議会設置根拠条文である第7条が改正法においては第8条となりました。

### 2. 改正する条例の要点

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改めます。

### 3. 改正による効果等

上位法令との整合が図られます。

志摩市空家等対策協議会設置条例(平成29年志摩市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、志摩市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、志摩市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>